

議案第104号

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する
条例の一部を改正する条例

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例
(平成26年さいたま市条例第82号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(人員に関する基準) 第3条 センターが担当する区域における第1号被 保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に 置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、 原則として次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であつ て、 <u>介護保険法施行規則第140条の68第1 項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を 修了した者(当該研修を修了した日(以下この 号において「修了日」という。)</u> から起算して <u>5年を経過した者にあつては、修了日から起算 して5年を経過するごとに、当該経過する日ま での間に、同項第2号に規定する主任介護支援 専門員更新研修を修了している者に限る。)</u> を いう。)その他これに準じる者 1人 2・3 [略]	(人員に関する基準) 第3条 センターが担当する区域における第1号被 保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に 置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、 原則として次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第 140条の68第1項第1号に規定する主任介 護支援専門員研修(以下「主任研修」という。) <u>を修了した者であつて、主任研修を修了した 日から起算して5年を超えない期間内にあるも の(同項第2号に規定する主任介護支援専門員 更新研修(以下「主任更新研修」という。)を 修了した者を除く。)</u> 又は最後に主任更新研修 を修了した日から起算して5年を超えない期間 内にあるものをいう。)その他これに準じる者 1人 2・3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。
- 3 前項の規定により介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号イ(3)の規定により、同号イ(3)に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号イ(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。